

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所

## 目次

### ◇ 告示

ページ

- 徴収事務の委託（4件）【建設局公園緑地部公園管理課】2
- 令和5年4月北九州市議会臨時会の招集【総務局総務部総務課】6
- 利用料金の額の承認【産業経済局観光部門司港レトロ課】7

### ◇ 上下水道局

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【上下水道局水道部浄水課】8

北九州市告示第166号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立老松球場における照明設備使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和5年4月19日

北九州市長 武内和久

受託者		委託期間
名称	住所	
朝日建物管理株式会社 九州支店	北九州市小倉北区室町 一丁目1番1号	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで

北九州市告示第167号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立萩ヶ丘球場における照明設備使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和5年4月19日

北九州市長 武内和久

受託者		委託期間
名称	住所	
コナミスポーツ株式会社	東京都品川区東品川四丁目10番1号	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

北九州市告示第168号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立岡田球場における照明設備使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和5年4月19日

北九州市長 武内和久

受託者		委託期間
名称	住所	
株式会社スピナ	北九州市八幡東区平野二丁目11番1号	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

北九州市告示第169号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立大池球場における照明設備使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和5年4月19日

北九州市長 武内和久

受託者		委託期間
名称	住所	
株式会社スピナ	北九州市八幡東区平野二丁目11番1号	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

北九州市告示第170号

令和5年4月北九州市議会臨時会を次のとおり招集する。

令和5年4月19日

北九州市長 武内和久

- 1 期日 令和5年4月26日
- 2 場所 北九州市議会議事堂
- 3 付議事件
  - (1) 北九州市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について
  - (2) 令和5年度北九州市一般会計補正暫定予算の専決処分の報告について
  - (3) 令和5年度北九州市一般会計補正暫定予算について

北九州市告示第 1 7 1 号

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例（昭和 4 7 年北九州市条例第 6 号）第 6 条第 3 項の規定により、令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの北九州市旧九州鉄道本社の利用料金の額について承認したので、北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 4 7 年北九州市規則第 3 4 号）第 5 条の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 4 月 1 9 日

北九州市長 武 内 和 久

区分			金額	
			大人	中学校の生徒以下の者（4 歳未満の者を除く。）
入館料	個人	1 人 1 回	円 3 0 0	円 1 5 0
	団体（3 0 人以上）		2 4 0	1 2 0
ミニ列車	1 台につき 1 回		3 0 0 円	

## 北九州市上下水道局公告第78号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市水道局管理規程第6号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和5年4月19日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

### 1 調達内容

#### (1) 特定役務の名称及び数量

井手浦浄水場他16施設電力供給 一式

#### (2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

#### (3) 履行期間 令和5年7月1日から同年12月31日まで

#### (4) 履行場所 仕様書で定めるとおり

#### (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札価格の算定については、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこととする。

### 2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

#### (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

#### (2) 北九州市上下水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市水道局管理規程第2号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

#### (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により



小売電気事業の登録を受けている者であること。

(4) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和5年5月10日までに競争入札参加資格審査の申請を行わなければならない。

### 4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市上下水道局水道部浄水課

イ 期間 この公告の日から令和5年5月30日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで。

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加の申出書の提出

ア 郵送による場合の競争参加申出書の提出期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和5年5月9日午後5時までに必着のこと。

イ 持参による場合の競争参加申出書の提出期限 第1号アの場所にこの公告の日から令和5年5月10日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分までに提出のこと。

(5) 郵送による場合の入札書の提出期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和5年5月30日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所と同じ。

イ 日時 令和5年5月31日午前10時30分

### 5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書の作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度及びその翌年度において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができるものとする。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市上下水道局水道部浄水課

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-3155

## 6 Summary

(1) The contract item up for tender:

Power supply to Ideura Water Purification Plant and other 16 facilities

(2) Deadline of Tender (by hand) :

10:30a.m. May 31, 2023

(3) Deadline of Tender (by mail) :

5:00p.m. May 30, 2023

(4) For further information, please contact :

Water Purification Control Division, Water Service Department,  
Water and Sewer Bureau, City of Kitakyushu